



知的財産高等裁判所 所長 飯村 敏明

特許庁技術懇話会のパーティにお招きいただき、ありがとうございました。

特技懇では、現役の審査官・審判官ばかりでなく、OB、OGの方が参加されて、研究され、また、今日のような懇談会を催し、交流を深め、意見交換をされておりますが、そのような活動を、長年にわたり続けられていることに敬服しております。

審査、審判の実務は、順調に推移しているものと実感し

ております。特許庁の審査、審判が、国内、国外の関係者からの期待に応え、国際的な信頼を獲得されていることは、大変喜ばしいことと思っております。

今日の状況は、産業、社会生活、文化すべてを含めて、いままで体験しなかったほどのスピードで変化しております。米国及びヨーロッパ、発展途上国における法律、裁判例及び紛争解決システムも大きく変化しております。

ある企業がトップであったとしても、その優越性を維持できる期間は、限りなく短くなっているのが現状です。常に、新しいものを創造し、変化をしないかぎり、勝ち残れない状況になっております。これを逆にみますと、現時点では、決してトップに位置していない企業であっても、イノベーション及びその活用により、トップになり得るチャンスは十分に期待できる、いうなれば希望の時代であるといえます。

このような環境が大きく変化し、変化するスピードが加速する中では、企業や産業界は、逆説的ですが、今まで以上に、独占を確保するための手段となる特許権等の知的財産権に期待し、その重要性を認識し、活用に工夫を重ねることになります。

このことは、特許等の審査、審判が、当事者にとって、公平で納得できる競争環境の確保の場を得るために、いかに重要であるかを意味するものであります。

また、各国の特許システム、紛争解決システムについても、当事者から、使いやすさが評価され、選択されることになるのは必然といえます。

そのような意味で、知的財産権に関する判断システムは、決して、固定的で旧来の手法を守っていれば良いというものではなく、環境の変化に対応した柔軟なものであり、さ



らに、常に時代の要請に合致した、新しい判断、紛争解決システムを作り出すことが求められております。バランスの取れた判断、紛争解決システムを実現し、さらに紛争解決能力を高めていくことがなにより大切です。

バランスの取れた判断は、「創作者側の独占権の保障」と「第三者の活用」が常々いわれておりますが、それと同時に「創作した成果の社会への還元」などの多様かつ複雑な要素を比較考慮することになりますので、そのご労苦は大変かと存じます。それだけに、やりがいのある貴重な職務であると思われま

ところで、昨年4月に、改正特許法が施行されました。改正特許法によりますと、登録がされていない通常実施権者であっても、通常実施権を特許権の譲受人に対抗できる規定が設けられたり、特許権侵害訴訟が確定した後に、その特許の無効が確定したとしても、当事者間では、再審が許されないという規定が設けられたり、冒認特許について、冒認された発明者が、特許無効を求めることができるばかりでなく、取戻請求を求めることができる規定も設けられました。

これらの規定は、私どもが、法律ないし民法を学んだころは、想像もできないルールが実現したと思われま

さらに、今まで、それほど重視されていなかった紛争類

型が、改正法によって、重要なビジネス紛争になった例もあるところ

改正特許法により、優れた発明やイノベーションに対して、高いインセンティブを与えること、特許権をより使いやすいものにする

改正特許法における紛争の適正かつ迅速な解決の理念を

現に行われている実務のあり方が、ビジネス環境、取引環境等と調和しているか、ユーザのニーズに

最後になりましたが、特許庁技術懇話会の方及びこの場に

